

緊急事態宣言発出に伴う施設の使用制限等

飲食店等に対する要請

種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等	〔特措法第45条第2項等に基づく要請〕 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請 （飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提要进行をやめる場合を除く。） ・上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、20時までの営業時間の短縮要請
遊興施設	接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

※特措法第45条第2項に基づく要請に従わない場合は、指導、命令（法第45条第3項）や命令を行った旨の公表（法第45条第5項）、過料（法第79条）などの措置を講じることがあります。

大規模施設等に対する要請

① イベント関連施設等

種類	施設	要請内容	
		1,000㎡超	1000㎡以下
劇場等	劇場	〔特措法第24条第9項に基づく要請〕 ・ 5時から20時までの営業時間短縮 ・ 人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・ イベントを開催する場合（映画館の上映を含む。）は、21時までの営業時間短縮	【5月16日～5月31日】 〔特措法第24条第9項に基づく要請〕 ・ 人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・ イベントを開催する場合（映画館の上映を含む。）は、21時までの営業時間短縮要請
	観覧場	〔法に基づかない働きかけ〕 ・ 入場整理等の働きかけ ・ 店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	〔法に基づかない働きかけ〕 ・ イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮の働きかけ ・ 入場整理等の働きかけ ・ 店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
	映画館		
	演芸場		【6月1日～6月20日】 〔特措法第24条第9項に基づく要請〕 ・ 人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・ イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮要請
集会・展示施設	集会場，公会堂，展示場，貸会議室，文化会館，多目的ホールなど		〔法に基づかない働きかけ〕 ・ イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮の働きかけ ・ 映画館は、上映期間において21時までの営業時間短縮の働きかけ
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）		・ 入場整理等の働きかけ ・ 店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ

※イベントの主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合には、営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としない

②イベントを開催する場合がある施設

種類	施設	要請内容	
		1,000㎡超	1000㎡以下
運動施設等	体育館	〔特措法第24条第9項に基づく要請〕 ・5時から20時までの営業時間短縮 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮 〔法に基づかない働きかけ〕 ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	〔特措法第24条第9項に基づく要請〕 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮要請 〔法に基づかない働きかけ〕 ・イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮の働きかけ ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
	屋内・屋外水泳場		
	ボウリング場		
	テーマパーク		
	遊園地		
	スケート場		
	ゴルフ場		
	ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	野球場		
	テニスコート		
	サッカー場		
	フットサル場		
	弓道場		
	柔剣道場		
スポーツクラブなどの運動施設			
ホットヨガ・ヨガスタジオ			
博物館等	神社		
	寺院		
	動物愛護団体		
	教会		
	博物館		
	美術館		
	公民館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園		
	プラネタリウム		
	観光農園		
	その他の社会教育施設		

※イベントの主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合には、営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としない

③参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

種類	施設	要請内容	
		1,000㎡超	1000㎡以下
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗	<p>【5月16日～5月31日】</p> <p>〔特措法第24条第9項に基づく要請〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮 ただし、10,000㎡超の施設については、土日の休業を要請 	
	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く <p>【6月1日～6月20日】</p> <p>〔特措法第24条第9項に基づく要請〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮 ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く 	
運動・遊技施設	マリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮 ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く 	
	釣り堀	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積10,000㎡超の施設については、土日祝日の休業を要請（生活必需品売場を含め10,000㎡までの部分を除く）。 	
	遊漁船		
	潮干狩り	<p>【5月16日～6月20日】</p> <p>〔法に基づかない働きかけ〕</p>	〔法に基づかない働きかけ〕
	観光遊船	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮の働きかけ ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮の働きかけ
	キャンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・入場整理等の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
	マージャン店	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場整理等の働きかけ
	パチンコ店		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
	ゲームセンターなどの遊技場		

種類	施設	要請内容	
		1,000㎡超	1000㎡以下
遊興施設 (接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く)	個室ビデオ店	【5月16日～5月31日】 〔特措法第24条第9項に基づく要請〕 ・5時から20時までの営業時間短縮 ただし、10,000㎡超の施設については、土日の休業を要請	
	射的場	・いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く	
	勝馬投票券販売所	【6月1日～6月20日】 〔特措法第24条第9項に基づく要請〕 ・5時から20時までの営業時間短縮 ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・床面積10,000㎡超の施設については、土日祝日の休業を要請（生活必需品売場を含め10,000㎡までの部分を除く）。	
	場外車券売場	【5月16日～6月20日】 〔法に基づかない働きかけ〕 ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮	〔法に基づかない働きかけ〕 ・5時から20時までの営業時間短縮の働きかけ ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮の働きかけ
	個室付浴場業にかかる公衆浴場	・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	・いずれも生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
	場外馬（舟）券場	※接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店等に対する要請に従うこと	※接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店等に対する要請に従うこと
	ライブハウス	※ライブハウスで、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店等に対する要請に従うこと	※ライブハウスで、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店等に対する要請に従うこと

種類	施設	要請内容	
		1,000㎡超	1000㎡以下
サービス業（生活必需サービスを除く）	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗	<p>【5月16日～5月31日】 〔特措法第24条第9項に基づく要請〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮 <p>ただし、10,000㎡超の施設については、土日の休業を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く <p>【6月1日～6月20日】 〔特措法第24条第9項に基づく要請〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮 <p>ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積10,000㎡超の施設については、土日祝日の休業を要請（生活必需品売場を含め10,000㎡までの部分を除く）。 <p>【5月16日～6月20日】 〔法に基づかない働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮 ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ 	<p>〔法に基づかない働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮の働きかけ ・イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮の働きかけ ・いずれも生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ

※イベントの主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合については、営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としない

④冠婚葬祭に関する施設

種類	施設	要請内容
結婚式場	結婚式場	〔特措法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時から20時まで) 〔法に基づかない働きかけ〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下かつ収容率50%以内
葬祭場	葬祭場	〔法に基づかない働きかけ〕 ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ

⑤その他の施設

種類	施設	要請内容
学校, 保育所等	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
	大学	
	専門学校	
	高等専修学校	
	医療系養成施設	
	専修学校	
	各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
インターナショナルスクール		
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	子育て世代包括支援センター	
	子育て支援拠点	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	原爆養護老人ホーム	
通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）		
図書館	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 ・入場整理の働きかけ
遊興施設	ネットカフェ	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 ・入場整理の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
	漫画喫茶	
	夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当数見込まれる施設	
その他サービス業	銭湯	
	理容店	
	美容店	
	質屋	
	貸衣装屋	
	クリーニング店	
学習支援業	自動車教習所	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底 ・オンラインの活用等の働きかけ
	学習塾（個人塾を含む）	
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	

※⑤その他施設は、施設の使用に関する制限はありません。

【支援金について】

○広島県感染症拡大防止協力支援金

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support.html>

○広島県大規模施設等協力金

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/247/covid19-daikibosisetsuhojo.html>